



福島原発事故から3年 拡大する被害  
これでも罪を問えないのですか！

# 被害者証言集会

2014年 3月1日(土)

豊島公会堂 (東京都豊島区  
池袋駅東口徒歩5分)

13:30~16:00 (開場 13:00)

あの日から3年。なぜ真実は明らかにされないのだろう。

なぜ誰の責任も問われないのだろう。

被害者の怒りと悲しみは増すばかりだ。

強制避難や自主避難の被害者、  
一次産業従事者や被曝労働者など  
10人の被害者による証言が行われる。

ゲスト

広瀬 隆さん(作家)  
李 政美さん(歌手)

主催 福島原発告訴団

電話 080-5739-7279 メール 1fkokuso@gmail.com

住所 〒963-4316 福島県田村市船引町芦沢字小倉 140-1

ブログ <http://kokuso-fukusimagenpatu.blogspot.jp/>

## 福島原発告訴団の結成

福島原発告訴団は、東京電力福島原発事故の責任を問うため、2012年3月に結成されました。同年6月11日には、福島県民1324人が、東電役員、原子力安全・保安院、原子力安全委員会など政府関係者、被害拡大を促した学者など33人と法人としての東京電力を福島地方検察庁に告訴しました。

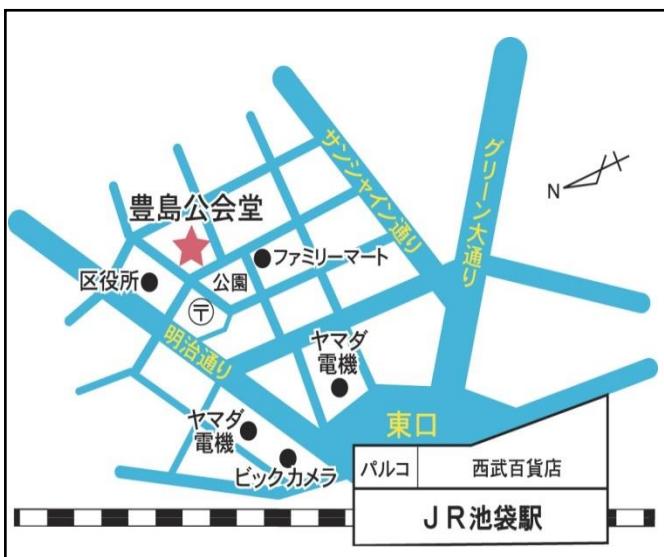
その後、告訴・告発は全国に広がり、最終的な告訴・告発人は1万4716人にのぼりました。

## 知りながら怠った津波対策

巨大な地震や津波が来ることは、東京電力も予測して、その対策を検討しました。しかし、大きな費用が掛かる、大地震はすぐに来るとは言えない、などの理由で、対策を怠っていました。やろうとすれば出来たことをやらずに事故を起こし、たくさんの人々に多大な被害を与えたことは、まぎれもない犯罪です。法治国家として、この罪は問われるべきです。

## 卑怯な「移送」そして不起訴処分

告訴・告発は受理され、捜査は開始されました。が、真相究明には不可欠の、家宅捜査などの強制捜査は一切行われないまま、2013年の9月9日に全員不起訴の処分が出されました。不起訴処分の1時間前に事件を福島地検から東京地検に「移送」し、異議申し立てを福島県内で出来なくさせるという、卑怯な処分でした。



## 福島原発告訴団の活動

2011年

3月11日 東日本大震災・原発事故発生  
6月 東電が地下遮水壁計画を作成  
12月16日 野田首相(当時)が事故収束宣言

2012年

3月16日 福島原発告訴団結成  
6月11日 福島県民1324名が告訴  
8月1日 福島地検が告訴を受理  
11月15日 全国1万3262人が第二次の告訴・告発(最終1万4716人)  
12月21日 第二次告訴・告発が受理

2013年

1~3月 「厳正な捜査と起訴を求める署名」約10万9千筆を集め、地検へ提出  
9月3日 汚染水事件を福島県警に告発  
9月9日 東京地検が不起訴処分を下す  
10月16日 東京検察審査会へ申し立て  
11月22日 東京検察審査会へ第二次申立て  
12月18日 福島県警へ第二次告発

## 検察審査会へ申し立て

福島地検が東京地検へ事件を「移送」したため、不起訴処分の異議申し立ては、東京検察審査会へ行うこととなりました。2013年10月16日と11月22日に、合わせて5740人が申し立てを行いました。不起訴処分が妥当かどうか審査をするのは、くじで選ばれた11人の一般東京都民(有権者)です。

## 汚染水放出事件を告発

2013年9月3日と10月16日に、合わせて6045人が、東京電力とその新旧幹部32人を、公害罪で福島県警に告発しました。

2011年6月の段階で、東電は汚染水対策として、遮水壁の計画案も作っていました。しかし、多額の費用を計上して債務超過に近づいたと思われたくないとして、この対策を先送りにしました。また、汚染水を貯蔵するタンクの更新を怠ったり、監視がずさんだったことが明らかとなりました。

厳正な捜査が行われることを切に望みます。

カンパの  
お願い

郵便局から

郵便振替口座：02260-9-118751 加入者名：福島原発告訴団

他の金融  
機関から

銀行名：ゆうちょ銀行 金融機関コード：9900 店番：229  
預金種目：当座 店名：二二九（ニニキユウ） 口座番号：0118751

